

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録 (3 日目)

(平成 30 年 9 月 6 日 午前 10 時 50 分)

●議長 (小林幸雄) それでは、会議を再開いたします。

通告の 2 森山木の実議員。

- 1 信濃町の防災について
- 2 自治基本条例について
- 3 入札関連の情報公開について

議席番号 9 番・森山木の実議員。

◆ 9 番 (森山木の実) 議席番号 9 番・森山木の実です。この夏、先ほどの質問にもありましたように、暑さと豪雨と土砂災害で日本中大変でした。一昨日の台風も各地で大きな被害をもたらして、今日も夜中に、私ヤフーのニュースがスマホから流れてくるのですが、夜中にブルブルブルブルいって飛び起きてしまいました。震度 6 強の北海道の地震ですね。何かまるで、何か災害が次から次へと押し寄せてくる感じで、日本はどうなっているのだろうと。被災者の皆さんの平穏な生活が早く取り戻せますように願っております。さて今日はそういうタイミングで「信濃町の防災について」と、「自治基本条例について」、それから「入札関連の情報公開について」の 3 点をお聞きします。まず防災についてですが、今回は例えば大雨で川の水が溢 (あふ) れたり、それから土砂崩落で川が埋まって水が溢 (あふ) れてしまうなどの、河川の災害の関係でお聞きしたいと思います。この夏、気象庁の担当が「これまでの経験測が通用しない時代に入ったのではないか」、そして「今は異常気象と言っているが、将来これが異常ではなくなる可能性がある」とまで言っています。そこでいきなりお聞きするのですが、これまでの経験測が通用しない時代に入ったのではないかとされる昨今、今回のこの夏の色々な災害から町として何か学んだことはありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 森山議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今、私もございましたように、私自身も本当に今年は西日本の豪雨災害、そしてまた、先般の台風 21 号、また、今朝の震度 6 強、これは場合によってはもうちょっと上がるのではないかとというふうな発表にもなっておりますが、そのようなことで本当に災害が多いと改めて感じているわけでございます。そういう中で本当に多くの命が亡くなって特に西日本の関係では 220 名を超える犠牲者が出られ、そしてまた、今回の台風 21 号も報道によりますと、11 人以上の命が犠牲になっている。今回、今朝の北海道の地震も大変大きな地震でありましたので、大きな被害がなければ、特に人命でございませうが、良いなど

いうふうに願っているところでございます。それぞれまた、犠牲になられた皆様方には、心からご冥福をお祈り申し上げますし、そしてまた、被災されたそれぞれの地域の皆様方の特に北海道は今朝の話でございますが、1日も早く正常な生活ができるようになることを願っているわけでありまして。心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。ご質問ですが、確かに災害が非常に予見しづらい時代に入っているなど、豪雨関係も単なる集中豪雨とかということではなくて、まさに線状豪雨とか、色々な最近新しい言葉も出ているわけでございます。そういう中で行政として、どういうふうに今回の一連の災害も含めて、学んだかということでございます。私ども行政を預からせていただいている立場としては、やはり知り得る情報といいますか、的確にまず町民の皆さん方にお知らせをする、そのことが極めて大事なことだなあというふうに思いますし、その上で必要な避難勧告、避難指示等々を早めに出していく、このことが極めて大事なことかなというふうに改めて思ったわけでございます。結果的に多くの被害にならなかったということが、結果的にそれは良かったなというふうな思いでその辺の判断をしていかなければならないなということを、改めて感じたわけでございます。災害というくりの中では、言われましたように様々な災害があるわけでございます。そういったことを個別、それぞれの災害を前提としながら、対応していかなければいけないということを改めて感じているわけでございますし、具体的には昨年の土石流ではなくて集中豪雨ですか、古海もありましたように、これはやはり地域の皆様方ともしっかりと連携をしながらやっていかなければいけないというふうに思います。先般、富士里で総合防災訓練を富士里地域を主体としてやらせていただきました。この時の終了式でも集まられた住民の皆さんにも最後のご挨拶の中で申し上げたのですが、最初の段階ではこれよく言われるのですが、まず自分がどういう行動をするか、自分の命は自分で守る、そのことを最優先にさせていただきたいのだということでございますし、言われているように、そのあと、最近の言葉ですと、近助という言葉も出ておりますが互助、共助、公助といわれるような段階に進むということでございます。意識的には重なるようですが、自分自身は自分自身で守っていくということを前提としつつ、その中で行政として避難訓練、危険箇所等を知らせるような防災マップ等も全戸配布をさせていただいておりますので、改めてこの機会を通じてそれぞれの住んでいる地域、そのエリアについてどういう状況に置かれているのだということを、やはり頭の片隅に置いていただく、このことが大事かなというふうに思います。行政とすれば、それぞれの災害にまず命を守ると言いますか、大切にということをも最優先にしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） もう少し具体的にお聞きしたかったのですが、しょうがないですね。だいたい今おっしゃっていたことは災害が起きてからの避難についてですね。私も何で学んだかと言いますと、「私はよく知らないな」ということがまず1つ、それとまず

集落としては、これは町の地質の専門家の方に聞いたのですが、この時代、もう集落は、町をあてにせず集落は集落でまず何かあった時に、いつ、だれが避難の、「それ皆避難しろ」というそのことを皆に伝えていくか、その伝えられた皆はどういう経路を通過どこへ逃げるか、それとあそこのおじいちゃんは昼間はデイサービスに行っているぞとか、こっちは病院に行っているぞとか、小さい集落だとわかりやすいので、そういうことも見てこいと誰が誰に伝えるかも決めておいて町が、さあ避難してくださいということを待っていたら駄目な時代に入ったのではないかと、町の専門家がこう言っていました。私もそう思うのです。いくら私も知らないと言っても、こないだの7月はやはり自分の家の隣の鳥居川がごうごういっていたものですから、やはりどうしようどうしようと思って、結局腰が上がらなかったのです。面倒くさいなと思って。そういうことをやっていたはいけないのですよね。誰かが逃げろと言ってくれれば私もぼっと逃げていたと思うのですが、やはり一人一人の判断ですとなかなか面倒なものですからできなかった。そののところを小さな集落ごとに、誰が判断するかということを決めておいて、あとで避難、何もなければそれでよしということで、それ避難しろと言う誰かを見つけたほうが良いと、その地質の専門家の先生はおっしゃっていました。私もなるほど、そうだなと思ったわけです。それは避難のこととしまして、川の改修、河川改修で少しでも予防ができたなら良いなと思ひまして、これも川に詳しい地元の方と、それからやはり地質の専門家の方に聞いて回ったり案内してもらったりしたのです。つまり私は赤川あたりの水系についてはちょっと勉強したのですけれども、他の地域に関してはからっきし駄目なので、あちこち聞いて回ったり、見学したりしたのです。これからの河川の管理はどうしたらよいか、どうするべきか、ということを知りて歩いたわけです。これまでは信濃町の地域防災計画を見ますと、1つには県が管理する一級河川は緊急性の高い箇所から順次河川改修が進められていますが、更に要改修箇所の要望をするなど関係機関と連携して安全の確保に努める。これは県が管理する側ですから、町が勝手にできないので要望していくのだと思うのです。それともう1つ、町管理の準用河川については、「流域の住宅地開発等により水害の危険度が高まっていると、そのため流域開発が進んだ箇所から優先的に改修事業を実施していく」と、こう書いてあります。このようにして地元の意見も聞きながらでしようけれども、予算との睨めっこで少しずつここを改修すればここはもう大丈夫だと、こっちを改修してここに水路を作って溢(あふ)れたらこの水路で水を流そうとか、そういう改修をして進めてきたのだと思います、少しずつ。でもこの時代、その場その場の改修をしているよりも、町全体、それから河川全体を見渡した治水が必要になったのではないかと、これは地質の専門家に教わったことなのですが。地元の方々と歩いてみて、ここはこういうふうに改修して流れを変えた、でもここは氾濫の危険が減った、確かに。でも流れが変わった結果、今度は下流に影響が出ているのだと、そういうような場所を教えてもらって見てきました。町としては一箇所の改修でも、それは町全体の治水から見た一箇所として取り組んでいるのでしょうか。ちょっとそのところをお聞きしたいと思います。

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録 (3 日目)

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 河川改修と言いますか、点で見るか全体の面で見るとかというふうなお話だと思うのですが、必要な箇所、箇所ということを考えながら優先順位をつけながら行っているところです。その全体というふうな、現地と言いますか、そういう見方はしていないかというふうには思いますが。以上です。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) まめに浚渫 (しゅんせつ) していくのは大前提だと思うのですが、今年はどこそこで浚渫 (しゅんせつ)、来年はこのこちを浚渫 (しゅんせつ) しますよというような、浚渫 (しゅんせつ) の計画は町にはありますか。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 本年度につきましては、新田川等を予定しているところです。以上です。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) 請願が来たからですね。それ、新田川。ではなく、町としてちゃんと、ここと、ここと、ここ、ここを浚渫 (しゅんせつ) するとこの流れが速くなってしまふから今度こちに影響するからこちというようなことだと思うのですが、そういう計画的な浚渫 (しゅんせつ) はしていますか。もう一回聞き直します。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 一箇所のどこかの場所をやると次の弱い場所といいますか、そういう所に及んでくるというようなお話しかと思うのですが、全体のバランス等を見ながら、後は河川の断面の構成であるとか、あるいは河川勾配等も考慮しながら行っているところです。また、予算の関係もございますので、そういった点を考慮いたしまして、必要な箇所を決めているところであります。以上です。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) この私が色々お聞きした専門家の方と川を案内してくださった方が共通して指摘したのは、平成 7 年の豪雨災害の時の古間の状況です。あの豪雨の時に新田川と鳥居川の合流地点の近辺、18 号を挟んで、総合体育館のグラウンドにも水が

ついて、あと 18 号のこちら側古間の信号、それから多町の信号あたりが湖のようになったのを私もよく覚えています。あの辺は、平成 7 年当時は土地が低くなっていたのです。大雨などで川から溢（あふ）れた水がそこに流れ込んで行く、逃げて行く、その溢（あふ）れた水を引き受けるプールのような役割をしていた、そういう所だったそうです。ところが、水害の後、この土地を埋立てによってかさ上げをしました。その結果、今度豪雨になったら、その引き受けるプールがもうなくなってしまっていますので、別の低いところに流れて行くであろうと、その水が溢（あふ）れた時にその水がどこに行くかを予想することが大変大事で、都会では学校の地下に溢（あふ）れた水が溜まるようにと、そういう設計になっていたりするそうです、最近はこの古間にあったようなその低地のことなのですが、溢（あふ）れた水を引き受ける自然のプール、遊水池が大事なことが、私なんかよりも地域の皆さんのほうがよっぽど詳しいと思いますし、これ防災計画にも書いてあります。でも、土地の持ち主がそれぞれの経済的な判断で土地の形状を変えたり、残土による埋立てなどの土地利用をしていたりすると、最終的にはそのつけは下流に及んで行くのではないのでしょうか。あちこちで残土を積んでいるところを見かけますけれども、そういうことを考えていてくれれば良いなと思いますが、そこはちょっとどうでしょう。土地の形状を変える例として、例えば道路の舗装をすれば雨は地面にしみ込まないです。しみ込まずに舗装の上を流れて全部雨は川に入って行きます。では川に入った水はどこに行くか、そういうことも考えていかなければいけないと思います。防災計画には土地の形状を変える際の規制についても書いてあります。溢（あふ）れた水などによる災害発生のおそれがある土地の区域について、都市と言うのは大都市の都市、「都市的土地利用を誘導しないなど風水害に強い土地利用を推進する」そういうふうに書いてあります。危機対策として町は実際に、こういう都市的土地利用というのを制限したことはありますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 土地利用に関しましては、町では土地利用の指導要綱等を持っておりまして、それに基づきまして、大規模な開発については指導しているところでございますが、今までの中でそのような規制をしたということはございません。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9 番（森山木の実） 普通の土地利用ではなくて、河川との土地利用の話なのですが、本当にこんな時代になりましたので、住民の安全について言えば、先ほども言いましたけれども、町の避難指示をもう待っている場合ではないと、最近はその集落としての判断が大変重要で、災害の時、町がやはり個人個人に目を配るといのはかなり困難ではないか、難しいことで不可能ではないかと思われまます。地域や集落の中でどこかの時点で避難を判断して皆に知らせる人を作っておくことが必要ではないかと、誰が誰に知

らせるか、どの道を通ってどこに避難するか、先ほども言いましたが、集落は町の情報を待たず、あてにせずと言いますとちょっと語弊がありますが、町の情報を待たずに自分たちでシミュレートしておいたほうがよいような時代に入ったのではないかと、町の地質の専門家はこんなことを言っていました。集落もそうやって頑張ると、でも、でも集落でできないこともある、そのできない部分を町がやって行く、これからはそこを考えないといけないのではないかと思います。災害の時などに、先ほどもちょっとありましたが、自助、共助、公助と言われますけれども、「自助だから町に頼らないで自分でやって」と突き放すわけのものではもちろんないでしょう。自分や地域も頑張ってもどうしてもなくなるとしても、行政が必ず手を差し伸べてくれるという安心感があって初めて自助、共助が機能するのだと思います。福祉についても同じことが言えるのだと思いますけれども。今年の人権フォーラムで講師の先生が、「皆に支えられているという安心感があつたうえで、自分にできることをやる。それが自助だと思います」とおっしゃっていて、本当にそうだと納得したわけです。災害について集落も個人もこれまでのようにはいかないのだろうと認識を持って、町はそのバックアップをしていただきたいと思います。さて、次にお聞きしたいのは、一昨年的一般質問で言ったことが今どうなっているのかというもので、まず災害の時の福祉避難所について、一昨年の時は地域交流施設を予定しているということでした。それはそれでお願いするとしまして、例えば介護施設や福祉施設との協定については、一昨年は結んでいないということでした。今はどうなっていますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 福祉避難所の協定についてでございますが、今現在まだ、福祉避難所の協定の指定といいますか、協定は結んでおりません。以前から準備を進めております、おらが会とはそういった話をさせていただいているところでございますが、まだ協定には至っていない状況でございます。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 何か理由があつてのことですか。

●議長（小林幸雄） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 特に私のほうで支障のあることは聞いてないので、協定の内容なり、どういった形で普段繋いでおくべきかというようなことがまだ詰められていないというような状況だと思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆ 9 番 (森山木の実) 多くの方が言っているように、この時代本当にいつ何が起きてもおかしくないので、早めをお願いいたします。それと保育園が指定避難所になっています。ここは小さなお子さんがいる方優先という解釈でよろしいでしょうか。

● 議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■ 総務課長 (高橋博司) 避難場所につきましては、その災害の状況に応じましてこちらのほうで指定をいたしますので、特に保育所が必ずしも子どもさんを持たれたご家庭だけというような想定ではございません。その場その場に応じまして、配慮が必要な方がいらっしゃる場合には、そういう方用の避難所も設定して参ります。

● 議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆ 9 番 (森山木の実) 色々話を聞きますと、子どもが泣くからと言って、遠慮して避難所に入らない、そういう方もいらっしゃるみたいなので、もし保育園だとかこういう場所なら気兼ねなく居られると思いますし、町内のお子さんは日ごろ慣れていますが、この保育園に。だから落ち着いて過ごせるのではないかと思いましたが。これちょっとご一考をお願いいたします。行政が本当に災害の時に個人個人に目を配るのは難しいと思いますが、でも行政としては一番弱いところに目を向けなければならないと思います。福祉避難所は弱い立場の人が気兼ねなく入れるよう色々な状態の人を想定して設置していただきたいと思います。もう一つ、しつこいようですが、おむつや生理用品の備蓄はどうなりましたでしょうか。前に水分で、ぶわぶわになってしまうからとかおっしゃっていましたが、どうなっていますか、今は。

● 議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■ 総務課長 (高橋博司) 備蓄状況でございますけれども、おむつにつきましては介護用おむつ 130 枚分、乳幼児用おむつが 1000 枚分備蓄しております。こちらにつきましては、10 年間保存が可能なように、真空パックがされた商品がございますので、そういう状況で備蓄しております。生理用品につきましては 90 枚分を備蓄しております。こちらにつきましては真空パックされた商品が無いということでございます。今、議員のご質問にもありましたが、おむつ、生理用品などにも構造上湿気に非常に弱く、長期保存が難しいものとなっております。そういうことで今備蓄のほうの状況でございます。

● 議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆ 9 番 (森山木の実) 乳幼児のおむつと同じくらい生理用品は量がいると思います。女

性に相談してみてください。袋を開けなければ、1 年は確実に持ちます。災害がなければ、1 年とか半年ごとに新しいのと替えて、その前に使わなかったのは病院とかに使ってもらえば良いのではないかと思います。防災にも女性の視点をぜひ入れてください。では次の質問をお願いいたします。町長の任期最後の定例会ですし、次もまた出馬なさるといことなので、大事なことだと思ってお聞きします。自治基本条例、自治体によってはまちづくり基本条例と言ったりします。呼び方が違うだけで大体同じです。上水内の議員研修で住民しあわせ条例とおっしゃった先生もいました。この今年の 5 月現在で 371 の自治体がこの基本条例を作っていて、自治体の憲法とも言われています。例えば北海道ニセコ町のまちづくり基本条例が一番有名なのですが、町づくりの主体が住民であるという原則から情報公開の原則、それと町と住民とが対等の立場で町づくりをすることが主眼となっているようです。平成 22 年の町長選挙の時、選挙広報に当時の横川候補は町づくり基本条例の制定をうたっておられました。覚えておられますでしょうか。なんとこの選挙広報のスペースを半分占めるくらい力を入れて書いておられたと思います。で、あの公約は、今はどうなったのだろうと、若い方から聞かれたので、私も選挙広報のコピーを貰って読んでみました。こんなふうに書いておられます。「私のまちづくりの基本的な考え。1 つ、町民対話の行政として、町民目線の行政運営を行います。もう 1 つ、徹底した情報公開として、協働のまちづくりは情報の共有が必要です。もう 1 つ、説明責任を果たします。そして行政の説明責任を果たします」とあり、次に「まちづくり基本条例の制定」などとあります。このまちづくり基本条例の制定とお書きになったその時の思いはどんなものであったのか、教えてください。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 8 年前の選挙広報の話でありますので、4 年前にそのことに直接は触れていないのですが、私は今でもその当時の思いと言いますか、それは変わっていないというふうに思っています。これは町づくり基本条例あるいは言われましたように自治基本条例様々な呼び方で各自治体に取り組んでおられるということは承知しております。私は地方自治法との兼ね合いと言いますか、そのことも改めて大事な関係性だというふうに思っております。自治基本条例を否定するわけではないのですが、私は実は 8 年前には議会の皆さん方そしてまた、行政そのもの、行政当局と議会とそして場合によっては行政委員会、町の様々な組織がこの条例によって一本化して、そして、そういったような理念を掲げることが、将来にわたっても大事なことなのかなというふうに思ったわけであります。この間 24 年でしたか、住民投票条例ができました。実は私このことも念頭にあった大きな柱の一つなのです。そしてまた、言いましたように、これ行政と言いますかいわゆる長部局だけの条例ではあまり私は大きな意味を持たないということがあります。議会が今、議会基本条例を検討されているとお聞きしております。私は実は多くの町民の皆さん方にそれこそ 1 年というふうに限らずに、参加いただいて、本当に議論を深めていただいて、この町づくりを作り上げて行くという精神をどうい

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録 (3 日目)

ふうにやろうかと思ったのがその時のことでありまして、従って今現実にこの4年間8年間といいますか、中では若干状況が変わっているなということを思っております。そういう中ではこの自治基本条例、町づくり基本条例ということに対しては法律の専門家等々からも、様々な賛否両論の意見もあることも私は承知しております。そういったことを踏まえて今後どういう対応が一番良いのかということも踏まえて、課題の1つとして認識は持ち続けております。以上です。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） 町長はどこかの基本条例はお読みになっていますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 詳しくは良く見ておりませんが、例えばお隣の妙高市であったり、上越市であったり、あるいは一番最初にやったニセコと言う話がありましたが、大阪の箕面ですとか、その辺が1番先駆的などころだと、隣の妙高市や上越市は先駆的じゃないという意味ではないですが、そういったところのつらつら表面的には拝見をさせていただきました。

●議長（小林幸雄） 森山議員。

◆9番（森山木の実） そしたらおわかりだと思うのですが、これは決して長部局がどうのだけのことを書いてあるわけではないのです。まちづくりの主体は町民でしょうと、それと対等な立場で行政と町民がまちづくりをしていくための条例なのです。情報公開も町民との協働、また、説明責任、すごく大事なことです。だけど首長が交代するたびに情報公開がかなりオープンな姿勢になったり、今度は密室の姿勢になったりするのは、町民が困ります。でも、条例があれば誰が町長になったとしても、住民のために守るべきものは守っていく、そういうことができるのではないかと。透明な町政が補償されるのではないかと思います。町長は住民との情報共有についてはどう考えていますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） これは先ほど言いましたように、地方自治法というのは、まさにそのことを理念としているというふうに私は理解しているのです。自治運営というのは正に地域の皆さんと共に作り上げるのだということが前提としての地方自治法だというふうに思っておりますので、情報にしても色々な課題共有にしても、町民の皆様方にまさにこの情報を公開しながら適切にご理解いただきながら、町民共々判断して行くということが、この地域作りと言いますか、そこにおける自治体運営の基本であると思っ

おります。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) このやりとりは無線で住民の方もお聞きになるとと思いますが、これは情報公開の精神のひとつとして明瞭簡潔、はっきりくっきりした答弁をいただけるとありがたいです。ニセコ町が嚆矢 (こうし)、かぶらやと書いてこうし、自治基本条例の。この考え方としてはとてもしっかりしているなと思うのですが、ニセコのまちづくり基本条例では、情報共有の原則とか、説明責任という見出しがついておまして、例えば説明責任については、第 4 条「町は町の仕事の企画立案、それから実施及び評価、その間のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有する」というものです。そういえば私はよく住民の方から、つい最近まで病院はどうなっていると聞かれたのですが、今までは、私は、「まだわからないのですよ、7 月末には何かプロジェクトチームの報告ができるかもと聞いているのだけれど、まだ出ていません」とか「なかなか情報が出てこないのですよ」、そういうふうに答えるしかありませんでした。この定例会初日、町長の挨拶の中で、初めて信越病院施設整備プロジェクト会議が 8 月 28 日をもって協議終了、報告書をまとめた、と挨拶の中であって、初めて、そうと知ったのですけれども、つまり、町民はあれだけどうなっているのかと聞いていたのに、途中経過の情報は知らされることはなく、結論だけ聞かされることになったのだなと感じました。「あなた達は知る必要はないよ、決まったことだけ知れば良いのだよ」、と言われていたような気がしました。もしこれがニセコ町の条例だったら、条例の中の情報共有と説明責任の条文を適用できるのではないかと思います。ぜひ信濃町にも自治基本条例、またはまちづくり基本条例があるべきだと思います。町長にもう一度お聞きしたいのですけれども、今の町の情報公開の状況をどう考えておられるでしょうか。町は積極的に住民に情報を出していますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 色々な中で情報については適時適切に出させていただいているというふうに思っております。ちょっと 1 つあれですが、どういう段階で情報を出すかというのは、これはある面ではちょっと見解が違うのかもしれない。といいますのは、事務局的に検討して、そして、それが方向性も定まらないうちに、こうですああですと言うことは、むしろ町民の皆様方に混乱を招くと、こういうことも考えられるのではないかと思います。そう意味では政策形成過程、冒頭の招集のご挨拶でも申し上げたのですが、政策形成過程のどの時点でどういうふうに町民の皆様方に情報としてお出しするのが一番適当なのかというのも考えていかなければいけない立場でもあるというふうに思っています。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) 今お聞きしたのは、情報公開の状況をどう考えておられていますかという質問です。町は積極的に情報を出しているのですかと聞いたのですが、積極的に出しているということによろしいでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 必要な情報については、適切に積極的に出させていただいているというふうに私は認識しています。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) 町民が知りたい情報と、それから出したい情報と、どうもちよつとこここのところがずれているように思います。例えばまだ決まっていななら、決まっていなと言えはいいです。それも言わずに今事務局レベルでどうのと言っているからわからないのではないかと思ひます。どうなっているのかと町民も思ひわけです。町の主体は町民ですから、町民がどうなっているのだと言ったら、今やっているけれどもまだ決まらなないのだという、そのような情報だけでもまだ、そのような情報だけでも出してくれればよかつたと思ひます。今情報を、町は適切に出しているとおっしゃいました。それならじゃあ余計それを条例という形にしてほしいと思ひます。北海道の栗山町の議会基本条例と同様、ニセコの自治基本条例も現状を条例化したものだそうです。つまりニセコには制定当時すでに情報公開条例があり、町長と町民が気軽に懇談できるまちづくりトークなどがあって、その時やっていたことを条例化したわけです。ですから今やっているのだたらできると思ひます。エネルギーがあまりかからずに、今、やっていることを条例化するということは、職員の負担も軽く済みますので、作れたらいいなと思ひます。この条例は町が提案することもできるし、町が住民と協同で案を作った、そういう自治体もあります。また、住民が条例制定を直接請求することもできます。議員の発議で作ることもできます。でも、町長の最初の志として、過去に一度は町民に向けて公表したことなので、今日は町が提案することを前提に質問しました。だから色々な作り方があると思ひますので、これからの課題だと思ひています。次に入札関連の情報公開について伺ひます。一言で言うと、入札の経過書をホームページで公開していただきたいということです。前にいただいた、入札等の公表に関する事務取扱要領、これ読んでみると、公表しなないという固い決意が感じられるものなのですけれども、でも入札経過というものは特に公開できないものでもないですよ。建設関係の新聞には普通には経過も載っていると聞いていますし、私読んでいなないです、分らないのですが。また、近隣の自治体はホームページに入札経過調書というのをアップしています。このぜひ信濃町でも積極的な情報公開として秘密めいた事務取扱要領を改正して入札経過も

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録 (3 日目)

公表、ホームページなどで公表したら良いと思うのですが、どう思われますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) 事務的な内容ですので、私から回答させていただきます。まず、入札経過の公表につきましては、現在窓口で公表しておりまして、新聞社また、町内の事業者様などが閲覧をして確認をされていらっしゃると思います。また、町の公式のホームページにおきましても月ごとの入札結果をまとめて公表しておりまして、予定額、落札者、落札決定額、契約方法をまとめた書式によりまして公表しております。議員のおっしゃるような入札経過書という形ではホームページでは公開しておりませんが、窓口に来られた方につきましては、公表しておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9番 (森山木の実) 知りたければ窓口に行らっしゃいよと言う、これは住民サービスとしてどうかなと思います。来られない人もいますし。私たち一般人は町の事業には関心があるし関係もあるわりに、どことどこがそれぞれいくらで入札してどこが辞退してどこが失格でどこが落札したのかなど、いちいち窓口に行かないと見せていただくことはできないと、今、信濃町はそうですね。これホームページで公表していただければ、全部応札したところが出てきます。金額も全部出てきます。辞退も出てきますし、どこが落札したのかなども全部出てきますね。今、町のホームページに出ているのは入札結果だけ、落札した業者と金額だけ、予定価格も出てきますけれども、1社だけです。これもやはり情報公開のひとつだと思うのですが、先ほど町づくり基本条例の話の時も言いましたが、情報を出すことが、住民と町との協働においていかに大切か、前に町づくり基本条例制定を公約にした町長なら、おわかりになるのではないかと考えて今回この質問にあげたのですけれども、そのところはどのようにして、入札経過書をどうしてホームページで出さないのか理由を教えてください。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 理由というのは果たしてどういうことが理由だったのか私も承知しておりません。そのことを求める皆さん方がそんなに大勢いらっしゃるのかということも、理由の1つにあったのではないかとこのように思うのです。ですから、今公表していないということではなくて、手法は違いますが、そこまでは公表していますよと、このことですから、あと事務的にそれが必要なのかどうかということになれば、多くの皆さん方が必要だとすれば、その声に従って対応することが我々のほうで大事な対応かなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 森山議員。

◆9 番 (森山木の実) ということは、ホームページで公開する必要がないからやっていないだけで、ということですね。私必要があってもなくても、行政のほうから積極的に公開してたくさんの人目に触れたら良いと思うのです。本当にこれも住民が町づくりに関して関心を持つには、やはり情報だと思ふのです。情報を出さない、これはちょっと便利なやり方なのですけども、上に立つ人の。情報を出さなければ住民はずっと知らないままでいる、そうじゃなくて、もしかしたら最初は見ると人は少ないけれども、これを公開しようというその町政の「町長の姿勢」を大事に思っております。この入札経過書というのは情報公開の 1 つの事例です。他にも検討委員会の議事録など、ちゃんとしっかり公開していただきたいと思ふし、他にももっともっと、例えばお年寄りがわざわざ窓口に来なくても、例えば自分でホームページを見るのもいいし、若い人に見てもらってもいいから、そうやって町の情報を得られるように、ぜひしっかり公開していただきたいと要望して私の質問を終わります。

●議長 (小林幸雄) 以上で、森山木の実議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

(午前 11 時 38 分)